



# 令和7年度 山口市立幼稚園・こども園（幼稚園部） 入園案内

山口市こども未来部保育幼稚園課

## 1 募集人員

園 名	5歳児	4歳児	3歳児
仁保幼稚園	15人	15人	5人
小鯖幼稚園	15人	15人	5人
大内幼稚園	35人	35人	
宮野幼稚園	35人	35人	15人
吉敷幼稚園	35人	35人	
平川幼稚園	35人	35人	
山口みなみこども園	10人	10人	10人

○5歳児及び4歳児については、募集人員から進級者を除いた人数を募集します。

5歳児 …… 平成31年4月2日 から 令和2年4月1日 までに生まれた幼児

4歳児 …… 令和 2年4月2日 から 令和3年4月1日 までに生まれた幼児

3歳児 …… 令和 3年4月2日 から 令和4年4月1日 までに生まれた幼児

○募集人員については、変更される場合があります。

○仁保幼稚園・小鯖幼稚園については、幼稚園所在地域に住所を有する幼児の入園を優先します。

○山口みなみこども園については、鑄銭司地域・名田島地域・秋穂二島地域・秋穂地域に住所を有する幼児の入園を優先します。

## 2 入園申し込み

○提出書類 ①入園願書

②教育・保育給付認定申請書（1号認定用）

※3ページ「子ども・子育て支援新制度について」を御参照ください。

③幼児家庭調査書

④離婚調停中の場合：事件係属証明書（※家庭裁判所で発行されます）

⑤令和6年度市町村民税所得課税（または非課税）証明書

下記①または②に該当され、個人番号による他市課税の情報連携ができない場合は、提出が必要です。

提出が必要な世帯には、後日、山口市保育幼稚園課からお知らせします。

①令和6年1月2日以降に山口市に転入された方

②令和6年1月1日現在、単身赴任等により山口市で課税されていない方

※④、⑤については、給食がある園（仁保幼稚園・小鯖幼稚園・山口みなみこども園）に入園する場合のみ対象となります。

○提出先 入園を希望する幼稚園・こども園

○受付期間 **令和6年12月2日（月）～12月6日（金）**

午前9時～午後5時（※土・日曜日を除く）

## 3 健康診断

「入園願書」提出時に、園から「健康診断の案内」を配付します。

※健康診断についての詳細は、配付される案内書を御参照ください。



## 4 入園選考

申込が、募集人員を越えた場合は、後日、くじ引きによる抽選を行い、当選者が入園許可となります。抽選の実施については、「健康診断」終了後に決定し、園から「抽選会の案内」を配付します。

## 5 入園通知

入園許可については、令和6年12月末までに「入園通知書」により通知します。



## 6 利用者負担額（幼稚園授業料）・副食費

○市立幼稚園・こども園（幼稚園部）における利用者負担額（幼稚園授業料）は、幼児教育・保育の無償化により無料となりましたが、給食がある場合は副食費の納付が必要です。ただし、父母の合計年収360万円未満相当の世帯のお子さんおよび小学校3年生までの兄弟から数えて3番目以降のお子さんは、副食費の軽減措置が適用されます。ただし、祖父母等と同居している場合で、祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、祖父母等の税額も含めて判定します。

○副食費の軽減措置適用の判定に使用する市町村民税額は、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用しません。

○副食費の軽減措置が適用される場合は、入園後に園を通じてお知らせします。

○副食費の納付方法は、口座振替とします。口座振替の手続きについては、1月にお知らせします。

○副食費とは別に、教材費やPTA会費等が必要です。

○家族構成に変更があった場合（婚姻・離婚・祖父母との同居等）は、副食費の軽減措置の適用が変更になる可能性がありますので、必ず園を通じて届け出てください。

○年度途中で副食費の軽減措置の適用判定の切り替えを行います。

✳ 4～8月分 令和6年度市町村民税額（令和5年中の収入に基づくもの）により決定

✳ 9～3月分 令和7年度市町村民税額（令和6年中の収入に基づくもの）により決定

※令和7年1月1日現在で山口市に住民登録がなく、個人番号での情報連携により他市の市民税額が確認できない場合、令和7年度市町村民税課税（または非課税）証明書が必要です。提出が必要な場合は、令和7年7月頃、別途お知らせします。

## 7 その他

○制服の注文 定員以内の場合…健康診断時に行う予定です。  
定員超過の場合…抽選会終了後に行う予定です。

○一日入園 制服注文時に、御案内をお渡しします。

○降園時刻 **✳仁保・小鯖幼稚園**

月・火・木・金（給食あり） 14:00

水（給食なし） 11:30

**✳大内・宮野・吉敷・平川幼稚園**

月・火・木・金（弁当持参） 14:00

水（弁当なし） 11:30

**✳山口みなみこども園（幼稚園部）**

月・火・木・金（給食あり） 14:00

水（給食あり） 13:00

※ 降園時刻等については、変更される場合があります。



## 子ども・子育て支援新制度について

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

市立幼稚園・こども園（幼稚園部）入園の方は、全員1号認定（3歳以上で、主に幼稚園を利用する、家庭内で保育をすることができる方）の区分に該当し、「教育・保育給付認定申請書（1号認定用）」を御提出いただく必要があります。認定された場合、入園後に園を通じて、教育・保育給付認定決定通知書を交付します。

## 幼児教育の無償化について

令和元年10月から「幼児教育の無償化」が始まりました。それに伴い、利用者負担額が0円となります。（利用者負担額とは別に必要な実費等は、これまで通り保護者様が負担）

「保育の必要性の認定」を受けた場合には、在籍している幼稚園・こども園（幼稚園部）の預かり保育の利用料や、幼稚園とは別に認可外保育施設等を利用する場合の利用料について、月額11,300円まで無償化の対象となります。

なお、無償化の申請には、認定申請書等の提出が必要となりますので、園または保育幼稚園課から必要書類をお受け取りいただき、必要事項をご記入の上、令和7年2月7日（金）までに保育幼稚園課へ御提出ください。

### 預かり保育を実施している幼稚園・こども園（幼稚園部）

⇒ 幼稚園・こども園（幼稚園部）の預かり保育のほか、認可外保育施設やファミリー・サポート・センターの利用が無償化の対象となります。

（月額上限額（※）から預かり保育の無償化対象分を差し引いた額が認可外施設等利用の無償化対象となる上限額）

※預かり保育の利用日数が月26日未満の場合、月額上限額は450円×利用日数

### 預かり保育を実施していない幼稚園

⇒ 幼稚園とは別に利用する認可外保育施設やファミリー・サポート・センターの利用料が無償化の対象となります。

